

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

十

三井

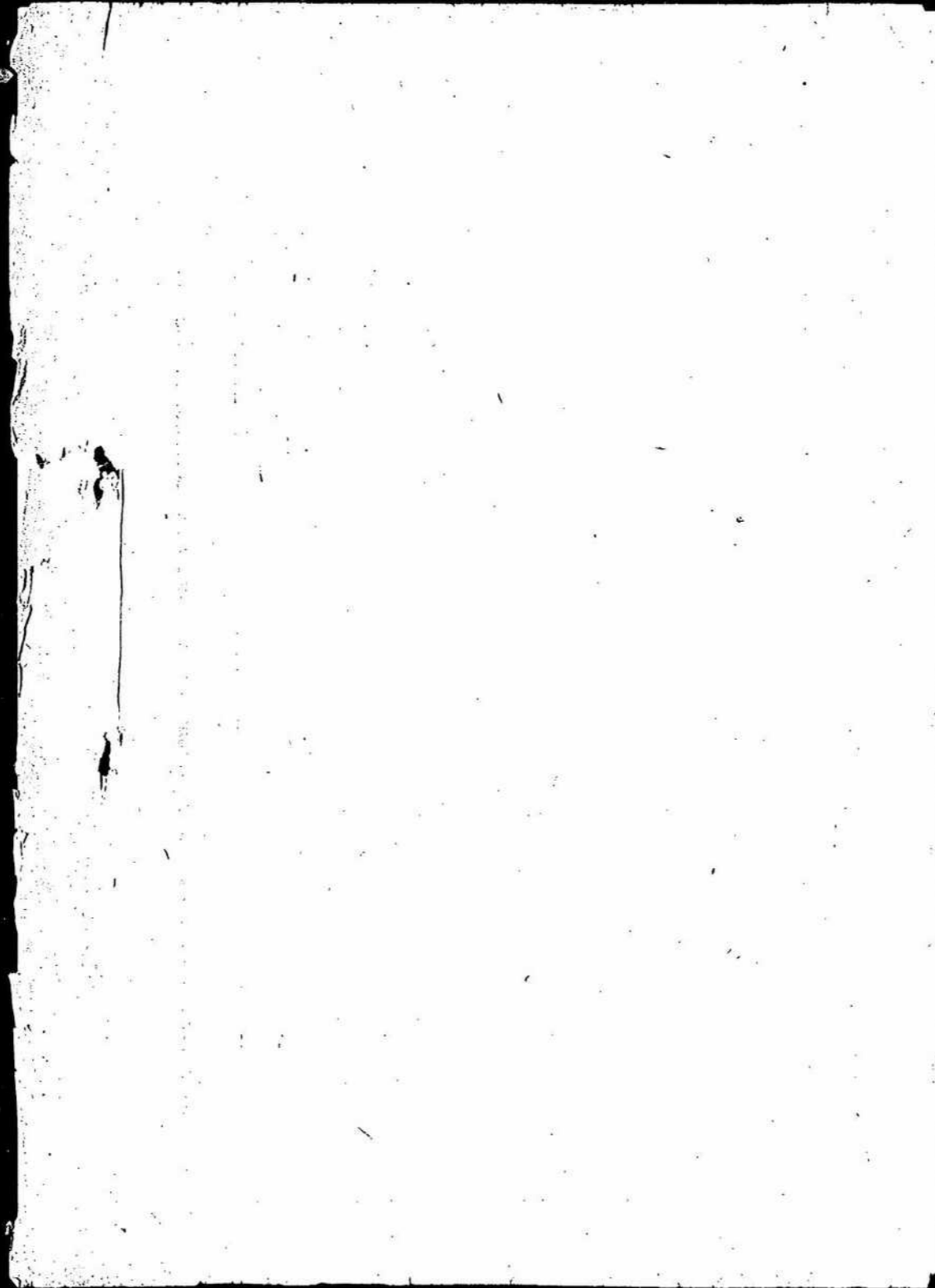
三井関係記録

外務省

国立公文書館

分類	持株
排架番号	3 B
	14-13
	④4904

4904



財閥関係役員審査委員会会議事録

一、昭和二十三年二月二十日 午後二時三十分開會  
一、外務省有會議室に於て

の上田委員長。本日は當面委員會議と致しまして、財閥

因族支配力排除法の第十四條に基き、まして三井

財閥と関係會社との関係、人事統制を中心と致

しまして御説明を承りたいと思ひ、まして御足踏力

外務省

裏面白紙

を願ったのであります。同様の第三十一條には虚偽  
の報告をしたり、又は認定を致しますと刑罰と  
の制裁がありますから、どうぞその點に注意して  
御説明願うと思ひます。時石があらまきせんから  
三十分位御説明願ひますと、その後で委員の方  
から御質問に對し御答へ願うたいと思ひます。  
○江戸氏。良令御紹介になりました江戸でござ

外務省

裏面白紙



います。御手校を出来しを以て来十月、七年、三井合名  
 三井総元方の文書関係は担当致しませし、大体  
 實際上事務役を担当致し、居りませし、故に私から  
 御説明申上げ、田中、三浦君は関係事業のことに  
 担当致し、おのれから御質問に對し、おのれを御説明申  
 上げたいと思ひます。

外務省

裏面白紙

しと事務局の方々、委員の方々に御参考と致し、  
はつて、私共が作成致し、三井本社の山内社長三井高  
公、堤常務、成瀬常務存心の御覧見訂正を受け  
たものであります。これを事務局から送附め御手元  
差上げてまいりますので、御御諒解と受け居るとい  
う前提の下に、多少重複するかも知れませんが、私  
と致しましては、今度の排除法に直接関係致し

外務省

裏面白紙

まず部分、それに付て若干の御説明を申上げま  
して、後は御質問を承って御答へ致し、たい、斯様  
に存する次第であります。

三井財閥は他の財閥に較べまして近年複雑を  
過程を経て居ります、を申しますのは、三井本在  
住友本社の如く一本で参りませんで、金名から総元  
方、本社となりて参ったのであります。その間に関係

外務省

裏面白紙

會社の採る方針に付て若干の變動があつた譯でござ  
います。それは大體三井會名、特許總元方針代  
統制がルーズになつて来たので、これを本社におきまし  
て統制を確立しようという、指導方針と申します  
が、構成にありて若干の變更があつたのであります。そう  
いう意味合を、詳細に沿革を申し上げませんと分り  
憎い點が多々あると思つておりますが、時間の關係

外務省

裏面白紙

上を申上げて居る暇がありませんから、御質問により  
まゝの御答へ致さないと申します。ごこの排除法について  
どんな點が特に御注意願うのか、そういうことを申上  
げて見ると申します。

第一は、三井財閥の役員選任の真相であります。大体

ロンドンフレットに書かれておられますが、三井合名、三井總元

(の一番のヘッドは)

方、三井本社の役員、三井十家のアポイントす

外務省

裏面白紙

りのあります、そして他の役員入は理事、長たり又は第  
 頭常務理事が自らの意中か者、候補者を定  
 めて三井家の承認を受けるといふことになりました、そう  
 いう意味合と私共は、昨午の七月二十三日にアポイント  
 が出ました、三井本社にこの合名理事長をけといふ風  
 に話を居りましたか、あります、この理事長の所請  
 内閣總理大臣に於て自らの幕僚を定める、三井の

外務省

裏面白紙



番頭制)があります。以下子會社につきましても各々

その社の社長を三井本社が自己の監督権を備える。子

會社は大体——實際的なる方法と致しましては本社時

代、總元方時代は別と致しまして直系會社——これ

は法で言う直系とは違ひますか——これはす社でい

ます。直系會社の會社は十二社あります。私の申上げ

ます直系會社、これに一つは後援申上げますか、三井

外務省

裏面白紙



と致しまして、三井家又は本社と致しまして最も深く関係  
 を持ちます。事業上の統制に於いて立入って居る  
 ためであります。直営会社に於いては毎改選期  
 ごとに事務當局の方から現在の役員表を作りまし  
 て――停年期は社長の六十才、他は六十才――  
 次期の改選期、斯ういふものを記載致しまして理  
 事長ないし筆頭常務に出します。それによりまして

外務省

裏面白紙

三井家の總本家主人に相談致しまして、大体各社の  
 株主總會の日前を目位に文書部長あたりは新任  
 役員のリストと可越します。それに基づきまして役  
 員名簿を作りまして社長、理事、部長の調印をつけ  
 まして當該社長に交付しを返します。これにつきま  
 しては三井本社、總元方については順序、手續として  
 別に記録は作って居ないものであります。他の場合で

外務省

裏面白紙

す、議事録を作ると、部止区とか担当用紙と異なり調印する  
のがあります、これは大権事項としまして直接社長  
ない、社長の担当事項として社内記録はなにかであ  
ります。非常に機密扱を致しまして事前漏洩を  
防ぐという意味もみられたりあります。

第二に、直系会社の株主總會には、多少例外もあり  
ますが、文書部止区か、部長の委任状を持って参ります。

外務省

裏面白紙

して、この委任状は前次に出して置いたことであつたので  
すか。――議事進行をやつて居りました。若干の例外  
はありますか。直系全般に於いての役員選任の實際で  
あつたかあります。

直系以外の三井本社の子会社、これは準直系とか多  
数の会社がございまして、これにつきましては第一に本社側  
の役員とか、本社幹部、課長、平職員の斯ういふ

外務省

裏面白紙

風行者を現職の儘——休職待命の名をつけたま  
——他の社に差向けます場合、社内通知を作り  
まして、議案書を作成致しまして、理事会に附議せしめ  
て社長の裁で決裁で手續するといふ、この議案書を作る  
ことは就任してしまつてからやることもあり、事前にやぶ  
こともあつたのでありますか、實際問題として幹部が豫  
め誰れをやらうといふ、事前に承認は明かになつたといふ

外務省

裏面白紙

ことが言えぬと思ひます。

其三に三井本社からすると孫に當る會社、これにつきましても  
子會社の中、直系會社十社の役員が他の會社の役員に  
なる場合に於て三井本社に同立して三井本社が承  
認する。それ以外三井鑛山會社と事立同承認を取  
て居りませぬ、三井鑛山の重役が子會社の基隆山及鉾  
の取締役にならぬといふ時は社内手續を取つて居ない

外務省

裏面白紙



と思ひます。併しこれは實際問題と致しまして、直轄で  
 は、定めてしもうたまひを形式だけでござりますか、いづれに  
 しても形の上で承認手續を取つて居らるゝかあります。  
 この際同敷として、どの位本社が役員選任の決定につき  
 関係して居るかといふことは、これは非常に推測困難  
 な問題であります。と申しますのは三井は社によつて  
 非常に扱が違つて居りますので、割一節に

外務省

裏面白紙



これは斯うなという事は決定は困難であります。慣  
 行上ハッキリして居ります。點は、第一に直系會社の  
 役員にのみましては、これは必ず例外なしに本社で  
 事前<sup>に</sup>に推薦する。第二に、本社の役員を他にや  
 る場合は本社の事前<sup>に</sup>に承認する。この二つはハッキリ  
 言ひ得ると思ひます。これ以外に本社の事前<sup>に</sup>に形式上  
 介入すること、これは殆ど出来ぬはしと居りませんと言ひ

外務省

裏面白紙

得ると思ひます。其の直系会社の場合でも、鉱山なら

鑛山の社長が、後任社長として自己の意申すの者を

求めて来て、変更したといふことはないかあります。実質

上は社長以外者につきまうとは事前承認ではない、

と言ひ得ると思ひます。

今申上げました直系の役員選任につきまうと事前

に出します役員表、そのの寫かミニにシカいますから御

外務省

裏面白紙

覧見下さいますように。それから今申上げました社内の  
手續順の議定書で申いたしますが、これも尚覧見願りなれと思  
います。

直系會社以外の本社の所有株につきましてもは必ず自  
紙委任状を送つて居りました。この意味で、形式的に  
は役員選任に對してまゝと本社が介入したと言ひ得る  
わけがあります。併し實際には、次期役員には誰かなる

外務省

裏面白紙

のかというところは文書が来るとか、或は電話で同令せて分る  
 ことかありますし、ないしは決議事項と見て初めてか  
 らというのか一般的であります。その點におきまして、本社  
 の役員が兼任の、常務級以上に入って行く時は形  
 の上は免状を、實際上、斯ういふ人が役員になるといふ  
 ことは幹部の方には分かって居たこともあつたのではない  
 かと思ひます。この點は記録上の証拠はないのであり

外務省

裏面白紙

ます。推測としてどういふことが考えられるのであります。  
 以上が大体役員選任の実際であります。これはハン  
 フレットの中に役員選任の方法が記載してあります  
 が敷衍的説明申し上げた譯であります。  
 次に、排除法の対象として三井の各社につき参考  
 となる點を二、三申し上げたいと思ひます。三井本社は直  
 系と準直系の二つの区別がなされています。直系系会社は

外務省

裏面白紙

十社、準直系は十二社、これは慣習上の制度であり  
 まゝ、三井金名時代には銀行、物産、東神倉庫、鋳  
 山の各重化は色々あり、儀禮上三井家の重役と同  
 じ扱いを受け居たが、あります、これが大分變  
 遷を重ねて後に信託、生命を加へて、結局六社が慣  
 習上の直系といふことであつたが、あります。この直系に  
 つきまゝでは、金融三社は別でありますか、大分

外務省

裏面白紙



各事項については諮問の議案を提出し、承認を  
 得る。その後、各名と物産の合併致し、また、総元方に  
 ありて、本社にありて、結局、穀の殖え、不動産、船舶、  
 化学、農林、精糖を加え、直系會社十社であります。  
 本社のあります時に、制度上、三井の分系、住友の連  
 系會社の制度を参考に致しまして、直系を作つたの  
 であります。直系は、八井、三井、本社と深い関係があ  
 ります。

外務省

裏面白紙



たのめがあります。これを沿革的に見ましても三井家の

起した三井鑛山、三井銀行、三井物産。合名會社の

り別れた不動産、三井農林、直系から別れた船舶

精機という切とも押れない縁があった譯にありまして

この直系會社の色をなす意味で重なり扱を受けるといふこと

は己むを得ないのではなからんと考へて居ります。併ながら

この點につきましては、他の三菱の各系、信友の直系につ

外務省

裏面白紙

きましくも統制内容については比較にならぬようにルールズ  
であります。直系でありますも金融三社——銀行

信託 生命——は議安を事と別に持ってきて承認を  
求めるというよりはなりめでありますか、これは金融機関

の公善性という點から、そうではないかと思ひます。それから

三井物産、造船、精糖は新に直系になつたのであります

が、直系に指定されてから九ヶ月で終戦になりましてその

外務省

裏面白紙

で強<sup>い</sup>直<sup>系</sup>系<sup>ら</sup>う<sup>い</sup>扱<sup>は</sup>を<sup>か</sup>つ<sup>た</sup>とい<sup>う</sup>こ<sup>と</sup>が<sup>お</sup>こ<sup>る</sup>と思<sup>い</sup>ま<sup>す</sup>

進<sup>直</sup>直<sup>系</sup>系<sup>は</sup>、こ<sup>の</sup>點<sup>に</sup>つ<sup>き</sup>ま<sup>し</sup>て<sup>は</sup>、<sup>一</sup>年<sup>未</sup>未<sup>の</sup>問<sup>題</sup>が<sup>起</sup>り

ま<sup>す</sup>時<sup>に</sup>、進<sup>直</sup>直<sup>系</sup>系<sup>の</sup>内<sup>容</sup>に<sup>つ</sup>き<sup>ま</sup>し<sup>て</sup>考<sup>へ</sup>た<sup>も</sup>の<sup>を</sup>提<sup>出</sup>あ

し<sup>た</sup>の<sup>が</sup>あ<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>か、<sup>実</sup>際<sup>問</sup>題<sup>と</sup>し<sup>て</sup>進<sup>直</sup>直<sup>系</sup>系<sup>の</sup>十<sup>三</sup>社

の<sup>う</sup>ち<sup>熱</sup>熱<sup>帯</sup>帯<sup>産</sup>産<sup>業</sup>と<sup>三</sup>井<sup>本</sup>本<sup>船</sup>船<sup>の</sup>二<sup>社</sup>を<sup>除</sup>除<sup>し</sup>て<sup>十</sup>社<sup>か</sup>法

の<sup>上</sup>で<sup>直</sup>直<sup>系</sup>系<sup>扱</sup>を<sup>受</sup>け<sup>た</sup>の<sup>が</sup>あ<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>か、こ<sup>れ</sup>は<sup>私</sup>私<sup>共</sup>共<sup>と</sup>し<sup>て</sup>

外 務 省

裏 面 白 紙

納付が未なりと云うてあります。直系と準直系

には判然とした区別がなつたてであります。準直系は

従来三井本社は、総元方、令名とかの大株、孫、蘭株にあ

つたてであります。執事、産業だけあります。三井

金属は三井鑛山の子會社、東洋高屋は三井化の子

子會社であります。他は全部、物業の子會社であり

ます。でありますから事業の上におつても、人事の上にお

外務省

裏面白紙

いても本社とは関係して居ないのであります。でこの二つ  
 を法で同じ扱をしたという事は非常に均衡を失する  
 のではないかという感じを持つて居るのであります。でこの  
 津直系の制度があまり、自由界かつかんうちに終戦に  
 なったのであります。直系は慢行上急々ありましたか  
 津直系は全然新しくお来たので、まだ區劃整る理  
 があるうちに終戦になつたのであります。津直系

外務省

裏面白紙

という名は別をつけられた處に色々迷惑も受けて居り  
ますが、本社と致しませぬ、津直系には氣の毒だと  
いう印象も持つて居るのであります。

今度、排斥の對象になつた會社も改革的に支  
配系統の上から見ますと、本系三井本社の直接の子  
會社であつたものと、そとでなほものを別けて見ます  
と、五十八社のうち三十七社の物産系の會社であり

外務省

裏面白紙



ます。が物産系の会社——物産への投資する会社——  
 は物産を目的に買いません。販売利益金を目標  
 にした譯であります。物産の役職が、そこに入  
 て行きますが、段々時を経て参りますと、生み  
 放いで、たが形の上だけで、物産の担当部長とか役  
 員とか平役員とか入るといふ譯が、段々縁が遠く  
 なるて行くと、その社の者か中心にならず、他人同様にな

外務省

裏面白紙



つて行く、東棉、東洋レーヨン然りがあります。であり  
 ますから物産會社の系統は、行った場合には人事の交  
 渉とか選流するとは出来ないのであります。行ってし  
 ますはその社の人石になり切ってしまうということか  
 般であります、人事交流のないというのが特色ではない  
 かと思ひます。同じ三井の系統でありましても、鉱山  
 は技術指導すという點が重點になつて子會社の関

外務省

裏面白紙

係かつくものでありますから人事にこそも交流する、安寧  
 う、鋳山倉社の役員の方を保持した儘行くという例  
 か多シいのであります。法の適用上色々問題となり  
 ます。申請書の中に色々觸れて居ると思ひます。  
 般世間の評判で三井系と見られて居るか、実際は  
 殆ど関係がないもの、これは今度のリストの中に澤  
 山あります。大体三井は古くから三百何十年前

外務省

裏面白紙

からありますから澤山の會社を作つて世の中に生み出  
 して居る譯であります。三越呉服店が如き三井と  
 関係があるように思われますか一株も持つて居りませ  
 ない土地が三井のものであるという関係だけがありません。  
 王子、鐘紡、台湾製糖は三井と関係があったが、今では  
 本當に僅かな株を持つて居るといふ状態であります。  
 三井銀行は昭和十一年三月に第一銀行と合併致しまし

外務省

裏面白紙

て帝國銀行と改稱しましたたが、三井一家は議決権を  
行使しないという、而かも完全な縁が切れて居ります。  
北海道炭鉄、日本製鋼も縁が切れて居りますので  
あります。小野田もまた、電氣化などはよく調べる見  
ますと強んど関係がないという事情があるのであります。  
又持株の非常に多りといふか、初めから經營に参劃  
しなかり、又事には参劃しないという特約で持った株

外務省

裏面白紙

倉社もありません。湯浅蓄電池、大東紡、斯うい  
う倉社は持株だといふ點、だけれうでは非営利の間に  
うのがあります。

次に會社の規模の問題でありますか、法の第一條から  
財閥の事業の形成維持に有力な資力をもつたとか、  
經濟的支配力の行使に資力したといふ、大伴財閥  
會社が見えんといふのか大におかしいのはないかとい

外務省

裏面白紙

う點かありますか、例えは朝鮮レーヨン、東洋紡、釜  
 石、山門炭鑛等斯ういふよろな會社の規模自体  
 が弱体だったり、仕事をしてない、損ばかりで、利益が  
 なかったという、規模自体が非常に小さいものがあり  
 ます。法律で定められた準直系又は傍系の中に  
 実質上、獨立會社でないものがあります。個人系統に  
 多い——事業經營上別にした、実質上特別の會社

外務省

裏面白紙



社 例えは、大澤興業、これは社内的に見て  
 社長が、偶々株式組織であつたために取締役として行つ  
 て居るのであります、斯ういふ趣の役員は部下級  
 以下といふことが多々あります  
 それから法外の人々格でありますか、役員でもピンから  
 錐までありまして、劃一板を要するといふことは、  
 人によつて已むを得ないか、其第六條の職役執行の

外務省

裏面白紙

実情を是非御注視願いたいと存じます。

次に就任時期の問題でありますか、この点につきまし

て終戦前に役員になつた者についで親會社の役員

から——派遣役員というものが——きましをけ第7條の

豫め承認を要しなかつたものは問題にならな

差向けて行つて居る者は承認を要して居ります。從

て前——終戦前は支配権を持つて居るから、とん

外務省

裏面白紙

直系、準直系、傍系とも親會社の承認を受けて  
 行つて居るといふ風になりますと此の七條第一項第一  
 二條の承認を受けなかつたといふ立派は不可能にな  
 ります。この裏で直系、準直系、傍系の終戦前  
 の金役員は引つかるといふことになりまうので、斯うい  
 う點につきましては職員の扱方、職務執行上の  
 実情といふこととなります。

外務省

裏面白紙

経営の民主化といふことにつきましては、三井系の各社  
 の早めたと申しますのは、財閥解体の指令が来ま  
 すと共に各社の従業員組合の選挙と申しますか  
 三井の各社で従業員組合の行いめは、社もあり  
 ませんでしたが、各社の幹部も戦争中の責任  
 感とか、大株主が民主化されると、中心株主がた  
 ちがってしまうので、社業——経営を安定させる為

外務省

裏面白紙

社長と従業員との握手、その安定を図りたいと  
 いうこともありますが、大体終戦後直事十社につき  
 ましては辞表もあつたので、従業員の更新があつたので  
 あります。つまり後任役員はつと一般社員の意見  
 を聴くのがあります。中には非常に進んだところでは公  
 選して居るといふこともあります。公選によつて大衆の意向  
 に聴く役員との選任を行つたといふ點、そこには「まじし

外務省

裏面白紙

ては法の適用として十分考慮を願ふ所なれと思ひます。

原載の資料は、時局が急変するにから、これを打切

らして頂きまゝと、大体申上げたいと思ひます。

フレットに全部記入していただきますが、後で文書に作成

致しますと差上げたいと思ひます。

○三浦氏。 江戸まか々申上げました。実際上の人事権の

支配が形式的なものとは違ふといふことを申上げましたか

外務省

裏面白紙



五十八社の状況がミニト國表に書き留めてありませう。

の江戸氏。それから規則でござりますが、本社の定款、總

元方の定款、業務規定、多少陸續して規定がござ

いますか、これを御覧置きたいと思ひます。関係會

社の役員が合名とか三井ゆゑとかにどうな風に入つて居

るかという點は一つの例でござりますが、調子で置きましたか

ら御覧置きたいと思ひます。

外務省

裏面白紙

○三浦氏。 津直系の場合 本社の役員か 他社の役員  
を兼任した場合はどうかということがあります。

○杉委員。 パフレットの中には直系会社、津直系会  
社とあるが、それらの従来の慣行、規則、沿革、事  
業の規模、性質、持株の率はどういうことになって居  
りますか。

○江戸氏。 主として直系会社がありますか、内容を

外務省

裏面白紙

決めるに當りまして、この會社はこの位う格で、從來本會  
 名存いし三井家としてこんな風になつて来た、直氣に入  
 れて然るべきものだろつといふ、沿革をどうと思ひます。  
 ○杉委員。規模は……。  
 ○江戸氏。規模といふのは大きすぎであります。非常に劇  
 係か際くても資本金が非常に少さい、少く言つたものは  
 除くといふ……。

外務省

裏面白紙

○杉安貞。定めかありますか。

○江戸氏。當然といたしております。

○杉安貞。性質は……。

○江戸氏。どうも時は時局の産業が——戦争中で

シブキですから、三井とくは非常に他の財閥に比して

立遅れて居りますか、この際事業の態形を教へて

時局の産業を育成しようといふので、三井造船 三井

外務省

裏面白紙

精微なといふ三流の會社を直ちにしたといふ、どうい  
う性質を持て居たのであります。

○杉本氏。持株の率 けいけい。

○河内氏。大株五割且人當といふことを居ります、直

一系については、い。

○杉本氏。あゝ會社に於いて特殊目的を持て居るの

かありますか。

外務省

裏面白紙

の江戸氏。湯島池のよるな。その制衣品の手販賣  
 とすうという。販賣権の確保ということからあります。  
 それから今までの問題につきまゝに非売品に問題になつ  
 りは、何時支配を完了したかという點が非売品に問題に  
 なつて思ひますか、これにつきまゝではこのペンフレットに  
 も觸れを置きまゝにか、三井の方と致しましてはたしか  
 終戦の年の九月二十三日をと思ひますが、日本管理方

外務省

裏面白紙



次第が発表になり、その内容がどういふものであるかとい  
 う点にかハッキリしなかつたので、果して本社自任が解  
 散といふところ迄来るかどうか、當時幹部と致しまし  
 ては、財閥本社は社会的存在の意義がある、民権を  
 化するのは三井家、岩崎家が引くはくがしなうて、本社  
 自任財閥組織は日本再建の爲に必要なる点といふ  
 確信を持って居りました。

外務省

裏面白紙

對して日夜非常な努力を以てぶつつかつたのがあります。  
 私共僑に居りました大分諒解を得たらしいと思つて居  
 りましたか、それが遂に不可んと思つたようになりまし  
 た。  
 のが十月の末だと思つます。それで解任宣言を急早  
 く出したのが安田保金社（東京）でありますか、三井も料の  
 料の諒解も早かつたと言はれた位であります。大分  
 いかんといふことになりまして、からは、事務協力は廢めて居

外務省

裏面白紙

ります。ハッキリと三井と致しまして表面に證據が  
 したのには、六月は指令を受けました。翌々日の十一月八日  
 本社の社長が従業員を全部を集めて訓示を致しまし  
 た。この訓示の内容は社報におしとあります。ご安用  
 保全社と同様のように社生をおそうではなにかと云うは  
 特にさういふ風なものには三井と云うは出しませんで  
 三菱は總會を用いて定款を削除して居りますから

外務省

裏面白紙

ハッキリして居りますか。 概共はこの十月八日の社長(刻)  
におか澄様(様)にならうと思ひます。 その後は何も無い。 個  
人的な関係から或は役員の相談を受けたかも知れま  
せんが事務的には何もありません。 十月半以降は役  
員選任について社内筋に手續を採ったことは絶無で  
あります。

外務省

裏面白紙

三井家といふものは十一家の財産を共有して居ります。

総元方個人財産がない、これを全部共有資本金に

ち込んで居りました。経歴表には人をやらせずに、産主とか

総元方に委して居ったのがあります。この三井家も十一月

六日の指令、十一月八日の聲明文の中にハッキリい

すか、家族は直ちに退き、一切の指令を守るとい

ふかあります。たゞ三井家だけの株を持って居る會社

外務省

裏面白紙

があります、それは金融三社——銀行、信託、保険  
 は大部分三井が持っていて居ります、多少あるのが三井  
 精機造船であります、三井家というものが、自心がかつらなく  
 行ったのは、何時か申しました、十月六日です。  
 ○山田委員。 本社の関係會社の役員の方にタイトル  
 を與えるといふことが出来ますか  
 ○江戸氏。 ありません。その點が非常に上達して居り

外務省

裏面白紙



ますが、川川には斯ういふことおありました、直直会社

の役員に對しては三井家の重役待遇と總えたことが

あります。

○山田委員。いつ頃ですか。

○江戸氏。総元方時代であつたと思ひます。住友さん

のよゝに高等職系、一等職系といふ區別、安田さんの参事

副参事といふよゝを例はない。三井は初めからバラ

外務省

裏面白紙

ハラであります。儲けて居る會社は常盤も日升給  
率もよいという譯で、大體において直系各會社はよいの  
であります。

三井本社を設けたのは人事給與の統制を劃一的に  
しようといふのが狙ひであるが、スタートがハラ  
ハラで行つて居りますから、朝夕にはやれなかつたので  
あります。人事部長會議を用ゐる大いにやろうといふ

外務省

裏面白紙

機運はあったか、直系會社だが、後の會社は……。

○山田委員、本社の理事會には……。

○佐戸氏、最良委員は省が参照して居ります。

○山田委員、他に何にか會令がありましたか

○佐戸氏、月に一度でありますか直系、準直系協

力會議というものをやって居りました。用會数は五、六

回だったと思ひますが、あるの仕事上の連絡をかけた

外務省

裏面白紙

かありまして唯の業績だと言いますか。それ以外には人事部長会議か。役員の会議はありませぬ。

○大島委員。津直系の方へ三井から派遣された方は認め事前の承認を得たが、どうでなければ受けなかつたか。

○江戸氏。大佐の目論見は、三井側から出る役員に

外務省

裏面白紙

つりとは事前の関與、しようという目論見なつた。三井  
 側というのは、持株の多しところは實際問題として、  
 資力関係において本社が非常中に力を持って居たかも知  
 りませんが、野放しにして居ったり、戦時中、軍需の  
 會社として権限を大きく持ったりして居たので、いき  
 なり準直系にしたからと言って、本社の言うことをきく  
 と言つても、――金融上の実力は持つて居り、情勢が

外務省

裏面白紙

考へて本社が力か出て来て居れば多少違ふかも知れ  
ませんが、結局三井側が本社から差向けて進直系に役  
員になる。本社が職名がおりますか、その場合には  
本前承認の手續をとり居ります。

の専任委員。表面的には三井系という風には  
えられ勝であり、而かも持株の上からいと三井家が得  
山持つて居ると思はれるもの、例えは帝國銀行の如

外務省

裏面白紙



き三井同族並に三井本社の持株を見ますとそれ程多くはない。あつての場合の三井本社の帝國銀行との比較はどうか。風に行つて居りますか。

〇江戸氏。三井銀行は三井直系會社で相當關係が深いのであります。昭和十八年三月に第一銀行と合併したのであります。これには大藏省の山際さん以後極端に幹線したものであります。こちらに對しては三

外務省

裏面白紙

井の名稱を捨て、株主権を行使してはいかんといふの  
 で、敷当りはないのであります。白紙委任状を送つて  
 居つたのであります。經營方面には元三井銀行から入  
 った人達の敷当りもすので人事の敷当りも若干であ  
 つたと思ひます。まあ今後には敷当りないと断定出  
 来ると思ひます。

○高畑委員。現在役員の一——帝國銀行におけ

外務省

裏面白紙

人事行政につては……。

の江戸氏。なにも関係ありません。関係と申しま

すと、この度の法律で帝銀が三井系に指定された

ので人事部長の来て関係があらたという位であ

ります。あの合併當時も、金融関係を自見まこと

も三井銀行の株を三井家の有りといたこともな

いよりに思います。少くとも金あたりの方が多かつた

外務省

裏面白紙

よろしく思います。三井銀行は三井が主たる事に関係が  
深いのでありますか……。

○山田委員。新規に入社せよという時に本社が統一された  
のですか

○江戸氏。人事の交流はありませぬ、又どうしてもやらざる  
に由るまいといふので本社で纏めて採用するといふこと  
も全然ありません。たゞ昔——大正八年以前は、飛行

外務省

裏面白紙

鈴山、物産の株を三井会名が持つて居た代に纏  
 めて採ったかどうかは分かりませんが、大御人の絵巻とかい  
 扱は率に也つたらしいが、記録では分かりません。大正八  
 年に三井銀行の株を公用し始めてからのわけく  
 に分る記録の他、困では本社の纏めて採ったという記  
 録はありません。

〇山田安次。初任給もバラ／＼です。

外 務 省

裏面白紙

○江戸氏。大体同じようになつて居ります。それは言  
 少違つたかも知れませんが、三井だけではないが、一般に  
 初任給は七十五日位の見當があります。本社は  
 出来てから統一の傾向に持つて行こうという努力はあ  
 ったかと思いますが、いゝいゝ。  
 ○高垣委員。人事の交流はないと仰有つたが、いゝいゝ。  
 ○江戸氏。絶無ではありません。勿論ありますから、報

外務省

裏面白紙



常に軽量であります。物産の人間をよたむといふこと  
 ともありませんが、まあ他人の倉社から持て来る  
 ようなものとは違はん譯であります。直系倉社だけ  
 びすと恩給年数を通算する、これは昔の遺物で  
 あります。物産に二十一年、松山に二十一年、居りますと  
 継続して来ますか、それも物産あたりは税の関係  
 上恩給を渡してしまふ、松山は渡さずを積んで置

外務省

裏面白紙

くといふ喰違いはありませんか、何れにしても直系の会社

は勤績を以て数に算入するといふことは、空想な関

係であります。

の山田委員、役員でなくともですか。

の山田氏、役員は、本社とか総元方とか各名の役員は、各

社の一番優秀な人を引つ抜きかありますから……。

一般職もいろいろ互にやったといふことは非常にかつ

外務省

裏面白紙

たんいはなはいかと思ひます。

○山田委員。 合名のスタッフの方は、合名育ちの人ですが。

○江戸氏。 團琢磨……。

○山田委員。 首脳部にはなく……。

○江戸氏。 概ね合名を以てあります。 本社になる時

部員がクラスに人が足りないので、相當物之屋あたりから

取って居ります。

外務省

裏面白紙

○脇村委員 全名時代システムは金価で何人位か

か。

○江戸氏 二百人は居るにせう。

○脇村委員 徳元方は……

○江戸氏 徳元方は半分位。

○脇村委員 本社に居るから……

○江戸氏 五百人位にせう。

外務省

裏面白紙

○脇村委員。総元方は大正令名時代りやって居るに任事  
のまゝで居るんですか。

○田口氏。関係会社の指道すといふことは未だ居つたので  
ありませんか……。

○佐戸氏。世間的に誤解を受け居る。総元方の  
性格を三井家の相互投資の組合と見て居りますが、非  
常に微弱なものであります。社会情勢上総元方

外務省

裏面白紙

日元々三井会名の直轄系であり、倉社を連絡統轄する

機構………。

○脇村委員。機能は未だ定かんならぬ。

○佐産氏。ハア

○脇村委員。その時に会名が物産と行くと未だ居りましたね、そろそろと株は何処へ未だ居ったのですか。

○三浦氏。子供である物産が親を呑んで来たんであり

外務省

裏面白紙



ます。

○は戸氏。大伴あるの狙は、三井が相続税の拂えん

から——無理をして拂うといふこと、令名を株式会社

徹にするといふことが狙であったりあります。しかし、そのい

うことはおそれせん、それで令名を解散してやるという

ことたります。そこで、正むを得ず、株式会社

物産を相手にして令保すると株式会社になる。そう

外務省

裏面白紙

いう譯で物産を盛んで、會社にしたのであります。  
 佐友は評價替と居ります。三菱は旧商法時  
 代でありますから組織が出来たのであります。あれく  
 の方は出来たが。合名會社を株式會社にする  
 方法でありました。出来上った會社を本社にするといふ  
 ことはどうにも具合が悪い。物産といふ商賣人の多  
 いので……。

外務省

裏面白紙

○脇村委員。そういふ風な事情から総元方に人事と色  
 を統制する権限が残って居るんぢやね。その権限  
 は何に基<sup>っ</sup>いて残って居るのですか。梯を持つて居る  
 いのに、何を総元方は色々を會社を統制するが……。  
 ○江戸氏。三井合名時代の三井家の持つて居る支配権  
 とは何か傳統的能力であります。三井家が三井物業の  
 梯を持つて居り、その三井物業を經由して統制の

外務省

裏面白紙

株を持つて居るといふ風には……。

〇脇村安久。法律上はそうだが、それにも拘、三井  
家の單なるオースであるゆゑ方々各社を統制する  
権限を持つて居るやうである。

〇佐戸氏。それだから非常に弱いのではありません。そ  
の当時直系は十社位ありますか。統轄系統から

致しますと非常に遺憾の點があつたので、本社を作

外務省

裏面白紙

うなればなうな。物言を総元方にするにせり僧  
いひて……。

○脇村番員。役負につまは祇長が方十五才、平の役負は  
方十才か停年、シすね。

○江戸氏。今は実行を居るかどうか合りきんか、  
少くとも、総元方まではそういふたのす。他田五かあれ  
を設けて自爆し居るのがありますか、それは同時に

外務省

裏面白紙

米山、牧田氏を一緒に自爆させる術であります。

○脇村委員。その時の役員の六十才というのは、どういう処の

會社に適用するのですか。

○佐戸氏。それは直言を申し上げます。命令はあまな

い、商法上任期の決めはあまなけりども、結局道義心

に俟つ申合せだけであつて、これを斯うしろという命

令はせらなかつたのであります。言うことをおかんが残つた

外務省

裏面白紙



者もあります。その位まで人事的なものは弱かったのだ

あります。團之が亡くなった後、鉱山とか物業に割據

して、池田さん時代には弱くなって、結局失敗だったのです。

永年統制が劃一的でなかった……。

○平岡委員、直平會社という言葉を使って居りましたか、

直平直系という言葉はありますか。

○江戸氏、ありません。あれは昭和十九年の九月からで

外務省

裏面白紙

あります……。

○平岡委員。その時から使うようになったのか。関係会社と同いのですか。

○江ノ上氏。関係会社は非常に漠然としたものであります。

○平岡委員。直系からみを入る居りますか。

○江ノ上氏。関係会社というものは小さな会社——東洋

外務省

裏面白紙

護漢化字といふような……。

の平岡安久。逓直系會社の制度を設け、約十月

位であるが、逓直系以外の関係會社も矢張り本

社の色を以ておろし、指導系統制して居るが、指導系

統制したような事実まで行かざつたのか……。

の江戸氏。逓直系會社は慣行上——昭和十一年頃直

系といふ文字を初め、用字が、逓直系を以て特別

外務省

裏面白紙

扱を申し居たが、それ以外は、事実関係と申しま  
すか、その重役が総元方なり総元方と一三井家と  
密接がありました、色々相談に来るといふようなものに  
つては、これだけは斯うしろと云うことが致しました。  
つまり直系扱にしよう、特別扱にしようといふことで、  
しかし実際問題として格付けしたものの他の會社  
それ以外の會社と違はるに、寧ろ本社が相場の株を

外務省

裏面白紙

持って、融資として戻したる會社とは、口かきやすいとい

うのが……。準直系というのは、直系會社に属するも

つがあまり——直系になつたかも知れませんが——その中の

大部分は物産系の會社でありますか、物産は殆んど

生み放し、物産から役員を入る以外全部任せ

放しであります。令名亦末の會社は、勲帯産業だ

けであります。昭和十九年九月には作られたもの

外務省

裏面白紙

ありますから……。

○平岡正久。吉谷綱則おけを見ますと、関係会社に  
對して非常に慶の靴のコンクリションを持とうとして  
居りますか……。

○江戶氏。構想おけでも、人事と事業面におき統  
制を確立するといふのが、狙いだけであつたのであります。  
三井は如何にも乱雑であつたので、確立して行くと

外務省

裏面白紙



いうかど人部部長と事業部長に最も有力な人が  
 来まると、事務細則面におそは、どういふ風にかこて  
 戻りますか、実際は、直系につきまるとは、それ以上  
 におういません、少くも倉社——直系は東棉  
 には、東洋シーモンには、区劃整理のたか、道  
 路が未だないうちた終戦になつたといふ実情であり  
 ます。

外務省

裏面白紙

○三浦氏。戦争の末期で、軍が統制を加えず来ま  
て、直ちにしろ軍直系にする、軍常會社が少かつ  
たので、後多を入る場合、軍は相対しなけりた  
ない、軍の源流の人はんかをここに入れるとい  
もありません、実際は作文だけで纏まうて居たの  
であります。

○大島委員。直系系の一三井倉庫、東洋レーヨン

外務省

裏面白紙

たむの社長を選任する時も、他からある場合選  
任する場合は事前承認はしなかつたのか。

の江藤氏。東洋商工は三井化より子會でありま

すから三井本社の子會社にしたのであります。事業説

轉面では本社と直接関係といふことには、事實

問題としてはないが、東洋商工は問題になってい

ない。東洋、東洋シートの社長選任は、辞令は

外務省

裏面白紙

一つも付いて思ひます。以前は物産でありましたが、物

産の場合には物産出身の人が社長に行つて居る例

が少いのであります。塚田さんは物産の重役で社長

光でありますか、改選になる場合は誰かなよといふこと

はないと思ひます。或は議定書と致しまして、書類と致

しまして、承認するといふことはない。向井さんが東

洋レィヨンの役員になるといふ時には調印して居り

外務省

裏面白紙

まうた。事実問題として、塚田之が役員になつたといふ  
ことはありまうたか、記録簿には出て居りませぬ。

○上田委員長。直系とか準直系とかありますか、これの  
根拠にならうかはんのですか。

○江藤氏。別に規約はありません。準直系に指定す  
るといふ手紙を出します。直系、準直系の規定を

作りかかつて居つたのであります。各社の例を挙げて

外務省

裏面白紙

直系會社と準直系會社とは斯ういう風なという

出来を作りかゝつて居たが、事實問題として、出来て居

りませんから……。

の上田委員長、各社に對して手紙だったか、集めてやったか、

○江世歸氏、集めてやったと思ひます。

○福田委員、向うの方から物産分をへ出て来る者、對

して、物産會社の方から指名があつたのですか、社長

外務省

裏面白紙



か出て来られ、ばよいか……。

○江戸氏。……。

○福田委員。資本金の融通、その関係におき、利根口を  
どうするとか、臨時の貸付金を以てどうするとか、  
借入轉

とか、統一した取扱はありませいか

○江戸氏。ありません、斯ういふ会社には、斯ういふ部

資をすうといふことはない。私は物産を担当しません

外務省

裏面白紙

から、私の知る限りにおいては分かりません。この会社は有

限会社から投資する、一手販賣の契約をする、その一手

販賣の販賣益で投資の利益を得る……。

○福田正久。販賣契約から来る物産との色々の連絡……。

○江戸氏。一手販賣契約が実行不可能になります。

○福田委員。軍の指令によって、斯ういうものが出来た

という事にならんと材料を買入不るといふことが出来

外務省

裏面白紙

なりのみですわ。

○江戸氏。 鎌山関係は、その子會社にっしては技術的  
の繋がりがあったから面倒を見て居ったが、本家の  
事務物は物をまじやる。 釜石鉱山に派遣する者は  
同じように昇給する。 物産関係はバラ／＼であり  
ます。

○福田委員。 文書の保存にっしては、十一年とか五年とか

外務省

裏面白紙

分類してありますか、文書課で……。

○江戸氏。終戦の時……。

○福田委員。結論が……い。要するに、……いうもの

をお持ちになるかどうか。

○江戸氏。十年以内のものはあると思ひます。たゞ

終戦の時に多少減額……したのもありますか。

○平岡委員。その他の倉庫の……の……責任について

外務省

裏面白紙

本社側から役多を差向ける場合を除き……ということ

がありますか、その本社側という方は三井本社ですか。

のは元氏。物産の人を借りて来て扱ったという時は、本社

の非役という格をつけて居りますか、後から本社側

という——三井系でもない物産の人を世負って来て、本

社の借にすると……。

の脇村委員。物産の子會社へ物産の人を出すのには……

物 務 省

裏面白紙

○江戸氏。沿革的な系統と申しますか、形式上は  
本社のの子會社になったのであります。持株の上から  
見ますと、昭和十九年に商標、変更を以て、  
株式會社三井本社に成った人で、総元方の持って  
居るものを、統轄した。孫會社であるか、ものか子會  
社に成ったんであります。

○協村委員。物産の子會社だと思つて居るのも、これは

ル  
務  
省

裏面白紙



沿革的には本社の子会社です。

○江産氏。貿易の關係会社は物産にありま。

○脇村委員。本社の役員は高公之の白紙委任状を...

○江産氏。こちらから行く役員に限って...。従業

員の上つて来た者には一切記録がありません。

○脇村委員。白紙委任状を渡す時はどうして居る

ま...か。

外務省

裏面白紙

○三浦氏。向うから取りにまします。小使に渡す場合も  
あります。

○脇村あま。えごあゝ會社の株を総會さする。斯う  
いふ議あおだといふ時に、誰の決裁でやります  
か。

○三浦氏。その決裁は……。

○脇村あま。當時會社、子會社の株を總會の白紙

外務省

裏面白紙

委任状はどのような手続によつてお渡しになりますか。

○三浦氏。本社の時は「事業部」というものが扱つか、  
文書部は持て行つて、その係か、文書を通じて  
理事会に出して、委任状に社長印を捺して  
貰つて出すのであります。

○脇村委員。社長は「を」を「通」して居るのですか。

外務省

裏面白紙

○江戶氏。徳元方時代は、何々株を徳元會招集通  
知と報告し、印を裏に居りました。

○三浦氏。白紙委任状を渡す時に、議案の内  
容をあげて、増資の件、役員選任の件、決  
算の内審等、直系會社については非常によ  
く調べて居ります。他の「パーセント、ニパーセン  
ト」か持って居ないものは全然利益配分のところ

外務省

裏面白紙

だけを留意するだけで、自紙委化状をしつくり  
ます。

の脇村委急。これで見ますと、三井が社になつてから、本  
社の方と物産の方がある時も、本社の方が仰も  
擽して居るのですか……。

○戸。形式上とくいろいろになつて居ります。三

井は非常に複雑でありまして、令名、總元方と

外務省

裏面白紙

過程を経て居りますし、劃一的でない。会社によ  
つてまち／＼でありますので、御質問がございませうと  
う伺はせもありません。

三浦氏。先程申し上げましたか、本社の職員の者の  
か、已むを得ずその地位になつた為め財閥会社の  
役員になつた者については御考慮願ひたいと思  
います。朝鮮レーヨンという会社の釜山の出張

外務省

裏面白紙



所長で格は支店長以下。課長でござりまするか、本  
 人在職中、安曇山出張所と長即ち在任中、有限  
 取締役であるというので、第七條第三項に値し  
 得ない得でありますか、さういふ例がありますか、  
 .....  
 の脇村委員。物産の機械課長、大坂の支店長が場  
 所の重役になる時に本社の方で承認して居ない

裏面白紙

おと思つたら、しつ戻りますね。

○江戸氏。物産は直接の子會社が多いので、この辺に非常に矛盾があるのではないかとあります。

○上田張多長。ではこの辺で終わります。御苦労な御座りました。

手紙の件について閉會

外務省

裏面白紙


外  
務  
省

